

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 14 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 一般質問
- 第2 議案第13号 小学校教師用指導書の売買契約の締結について
- 第3 議案第14号 第3次四万十町男女共同参画計画の策定について
- 第4 議案第15号 四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について
- 第5 議案第16号 四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について
- 第6 議案第17号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第7 議案第18号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第19号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第20号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第21号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第22号 四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第23号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第24号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第25号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第26号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第27号 四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第29号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第30号 四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第31号 四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第32号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第33号 四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第34号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第35号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第36号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第37号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第38号 四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定について
- 第28 議案第39号 四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（15名）

1 番	水 間 淳 一 君	2 番	橋 本 章 央 君
3 番	中 野 正 延 君	4 番	林 健 三 君
5 番	堀 本 伸 一 君	6 番	山 本 大 輔 君
7 番	武 田 秀 義 君	8 番	村 井 眞 菜 君
9 番	緒 方 正 綱 君	10 番	中 屋 康 君

12番 伴ノ内 珠 喜 君
14番 古 谷 幹 夫 君
16番 味 元 和 義 君

13番 佐 竹 将 典 君
15番 下 元 真 之 君

~~~~~

欠 席 議 員 (1名)

11番 田 邊 哲 夫 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危機管理課長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農林水産課長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	下 元 敏 博 君
健康福祉課長	国 澤 豪 人 君	高齢者支援課長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	長 森 伸 一 君	農業委員会事務局長	清 藤 真 希 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	総務課財政班長	片 岡 丈 明 君
大正・十和診療所事務長	吉 川 耕 司 君	特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	林 和 利 君
-----------	-----------	--------	---------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 6 年第 1 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に11番田邊哲夫君から欠席届があっております。

また、5 番堀本伸一君から遅刻届があっております。

報告を終わります。

日程に入る前に、13番佐竹将典君から、3月12日の一般質問における発言について訂正したいとの申出があっております。

佐竹議員。

○13番（佐竹将典君） 3月12日の私の一般質問の発言において、例えばから高齢者出産までの発言の趣旨としては、少子化対策としての婚活事業であるならば、事業目的としての対象とする年齢層は若年層になるのではないかといった趣旨の発言でした。言葉足らずで誤解を招く表現となり、また不快に感じる方もいらっしゃると思いますので、以上のとおり訂正して謝罪を申し上げます。

○議長（味元和義君） 続いて、危機管理課長西岡健二君から、3月13日の一般質問における答弁について訂正したいとの申出があっております。

危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 昨日の伴ノ内議員の一般質問の答弁の際に、船舶の除却する方法について、誰かに船舶を譲るとか、自分で償却するという旨の発言がありました。正しくは売却と訂正させていただきたいと思います。すいませんでした。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにしていましたが、本日予定していました受付順11番の 5 番議員と受付順12番の 3 番議員については、順番を入れ替えて行うこととします。

3 番中野正延君の一般質問を許可します。

3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） おはようございます。本当は一番最後の質問者と、大トリの覚悟を決めてまいりましたが、諸事情によって順番が変わって、答弁される方にもご迷惑をか

けるかと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

一般質問を行う前に、今年1月1日に発生した能登半島地震で亡くなられた方のご冥福を申し上げますとともに、被災された方が希望を持った復興に向かっていけることを願い、お見舞いを申し上げます。

東日本、熊本と今回の能登半島で大きな被害をもたらした大地震は、日常生活の中で突然に起きます。まだ記憶に新しい能登半島地震では、大地震の緊急速報の後、テレビの画面の中には強い揺れに驚いた人が家の外に出て、周りの様子をうかがっている姿や、その奥では崖崩れか、建物が倒壊したような大きな土煙が起きている状況でした。

映像を見ている私たちには強い危機感が伝わってきますが、情報のない住民の方は対応ができていない。東日本震災でも同じことが起きていたと思います。これまで自主防災の活動や避難訓練で行っている命を守る避難行動が重要になります。いずれ来ると言われている南海地震に備えられる取組を行っていかなければならないと思っています。

それでは、一般質問を行っていきます。

本日は、災害後の対応についてと、飼料米やWCSについて質問します。

今回の一般質問では、多くの議員が災害についての質問をされました。多少重複するところもありますが、四万十町にとって災害対策や南海トラフ地震へ向けての備えは重要な問題であると考えて、質問いたします。

では、まず、災害後の対応についてですが、災害後、住民による救助や復旧活動で住民が行う活動をどのように考えているのか。限られた時間の中で行われる救助活動による被害や事故にどう対応するのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えいたします。

発災直後の住民間による救助活動については、とても重要なことと考えております。72時間の壁と言われる人命救助のタイムリミットがありまして、警察や自衛隊の支援部隊が到着するのは早くても翌日になると考えております。町内の被災状況の把握もできない状態では、部隊をどこへ派遣するか決定も不可能なため、まずは地元の住民による共助が重要だと考えております。

しかし、ご存じのとおり、津波浸水被害地域となると、ものの十数分で時間切れになってしまいますので、まずご自分の命を守る行動をお願いしているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 震災による被害状況は様々ではありますが、命を救うための活動は難しい判断も伴い、二次災害や事故につながる可能性もあります。協力してもらった住民に対してのケアなども含めて考えてもらいたいと思います。

次に復旧活動について、災害後の生活においても通路の確保など復旧の重機は重要であります。救助活動においても人の力では限りがあります。業者の機材があるならば、それを利用することはできるのか。災害時の業者との協力体制はどのようになっているのか。また、孤立した場合など業者の運転者がいない場合は、住民が使用することが可能なのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えいたします。

町は、発災時に道路の啓開等を行っていただくように建設業協会と災害協定を締結しております。孤立した地域に建設業者が入ることができない場合で、たまたまその地域に重機があって使われていないのであれば、自助も大切ですし、この度の能登でもあったように、住民が自分たちで道路の啓開を行い、孤立が改修されたという事例も聞いております。住民の皆さんの協力がいただけるのであれば、ぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長国澤豪人君。

○健康福祉課長（国澤豪人君） 私からは、質問の中の医療についてお答えしたいと思います。

四万十町では、発災した後すぐに医療救護所開設に向けて必要な職員の確保や通信手段の確保、資機材、薬品の調達などを行った後、3 時間以内ぐらいに改善センターに医療救護所を開設したいと考えております。また、閉鎖については、災害拠点病院の状況を見ながらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 今の医療関係について、次の項目で問うつもりでありましたが、お答えいただきました。

それも踏まえて、災害で発生した瓦礫などは、救助や復旧作業が遅れる原因になります。人の力だけは限界もあり、孤立した地域では、機材が 1 台でも使用できるのは住民の負担

もかなり軽減されます。建設事業者や住民が連携を取って、災害に対応してもらいたいと思います。

次に、物資や医療支援などの日程をどのように行うと考えているのかをお伺いします。

1週間程度の備蓄物資を備えている地域もありますが、人命に関することは住民で対応できません。一日も早い医療体制が必要ですが、その対応はどのようにになっているのか。また、孤立した場合は、東日本や能登半島の震災のように長期間孤立状態が続く地域もあります。物資の配布を計画的に行っていけるのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えします。

先ほど健康福祉課長から医療救護所について説明がありました。危機管理課からは、孤立地帯の患者の輸送のお話をいたします。その際ですが、孤立地域ではヘリ搬送が考えられております。着陸できない場所では、ヘリからのホイス、つり下げによる救助を行うように考えております。

続きまして、物資ですけど、昨日の伴ノ内議員の質問でもお答えしましたが、発災後4日までの人数分の食料と1日分の水を二次避難所で備蓄しております。海岸部については、道路啓開が終わるまでの確保をできるようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 先ほども言ったように、人命に関しては、住民では対応することができないこともあり、混乱を招くと思います。1日も早い体制とか救出活動に迅速に取り組んでもらいたいと思っています。

今、危機管理課長の答弁の中で、ヘリでの物資の搬送ということですが、四万十町には孤立が予測できる地域が多くあります。ヘリポートが整備されているところもありますが、整備されていない若しくはヘリポートが使えなくなっている地域への物資の配布はどのように行うのかお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えします。

現在、四万十町には7か所のヘリポートがありまして、それ以外にも42か所、非常用のヘリポートに指定している場所があります。主には学校の運動場や施設の駐車場、キャンプ場や公園といったヘリコプターが着陸できる面積を有するところを指定しております。

しかし、それでもヘリコプターが着陸できない、孤立する地区は想定されております。今回の能登半島地震の事例を見ますと、自衛隊が道なき道を通って物資を届けた事例や、ドローンなどを活用して物資を搬送した事例が見られました。近年、ドローンの活用は防災面でも多岐にわたり活躍しておりまして、県でも四万十町の孤立想定地域で、物資の運搬テストも行っております。町では、職員がドローンの操作をできるよう計画的な育成を予定しているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 人やドローンでの搬送を想定した経路の確認や訓練も行い、備えていくことも大事だと考えますが、人力での物資の搬送となると、かなり険しい道のりもあるかと思います。できるだけ安全を確保できるような経路なども踏まえて、これからの訓練に生かしてもらいたいと思っております。

次に、断水後の水の補給場所の設置についてですが、災害後は住民も混乱している可能性もあり、利用人数や利用環境などを考慮し、できるだけ多くの補給場所を構えなければならぬと思いますが、どのような対応なのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 私から、断水後の水の補給場所の設置についてお答えいたします。

四万十町応急給水計画では、応急給水拠点より取水し簡易水質検査を行い、飲料水に適している状態を確認した上で、発災後 2 日目には主に第二次避難所に給水場所を設置し、まずは最低限の水、一人当たり 3ℓの飲料水を確保する計画となっております。補給場所については、地域の中心となる場所で一定の広さが必要となります。より身近な場所で給水ができるよう被災状況を確認するとともに、地域や関係機関と協議を行い、適切な場所に設置したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 現在の生活環境において、水がないということは、あらゆる面で生活が困難になると思っています。全ての住民に補給となると大変な作業だと思いますが、支援者との協力体制にも取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、水の件に関してですが、補給体制も整い、十分な水の確保ができるのであれば、

衛生面においても、シャワーなど入浴施設を設置できるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えいたします。

災害時には、自衛隊による入浴施設が大規模な避難所には設置されることが想定されております。ただ、小さな避難所まで全部対応はできないと考えております。今回の能登の事例を見ますと、小さな避難所に対して、循環式シャワーキットをメーカーと日本財団の支援によって順々に貸与されておりまして、今では断水エリアの全域をカバーしているということです。

今月の広報にも載っておったと思いますが、そのシャワーキットを四万十町でも3基保有しておりまして、うち1台は今回の能登に貸与しております。四万十町が発災した場合、全避難所へのシャワーキットの導入は時間を有するとは思いますが、今回の能登の事例を見ますと、順々にですが、入浴施設の設置は可能と考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） シャワーなどの入浴施設は、命に関わるものではありませんが、復旧活動を行っている住民にとって、復旧が進んでいると感じ支えになるものであり、心のケアにもつながるものだと思っております。迅速に設置できる対策をどうかお願いしたいと思っております。

次に、被災された方への支援についてです。震災により家族を亡くされたり、家が倒壊・半壊して今後の生活に大きな影響を受けた方々が、復興に向かっていくための支援はどのようなになっているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 少し長くなりますけど、公助の支援を説明させていただきます。

まず、現物支援ですけど、被災され、住家がなくなり身を寄せるところもない方は、避難所での生活を送っていただくことになります。避難所における通常の生活が送れるように、物資は用意しております。

次に、一定の時間を要しますが、仮設住宅等の仮住居に移って再建に向けた生活を送っていただくようにしております。

次に、現金支援ということになりますが、被災によりご家族を亡くされた遺族に、亡く

なられた方が生計維持者の場合500万円、その他の方には250万円の災害弔慰金が支給されます。また、重度の障害を受けられた方には災害障害見舞金が支給されます。また、災害によって住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、最大300万円の支援金が支給されることとなります。そのほかにも、税や公共料金の減免や災害復興融資などがあります。

これらとは別に、災害で負傷または住居、家財に被害を受けられた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方にですが、災害援護資金の貸与が受けられます。被害状況にもよりますが、最大350万円の融資を受けることができます。また、被災された低所得者の方、これには被災したことにより低所得世帯となった場合も含まれますが、しばらくの間、生活費や転居費など生活の再建を支援する生活復興支援資金の貸与が受けられる場合もあります。

調べ抜かりもあると思いますが、物的にも金銭的にも復興に向けて支援を行っていくようになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） それと、例えば特定非常災害に指定されて、多くの方々から義援金などが寄せられる場合もあります。こういった義援金は、個人に対して支給されることもあるのかを含めてお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えいたします。

皆様の善意によって集められた義援金ですが、日本赤十字社等の義援金収集体から被災都道府県の義援金分配委員会へ送られます。ここで配分基準が決められまして、被災市町村へ送金され、被災状況に応じて個人に配分される流れになってきます。東日本大震災の例ですが、国内外から累計で2,200億円の義援金が集まっております。世帯が全壊した世帯で最大で156万円が贈られておるということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） こういった支援は、復興に向かう住民にとって重要ですが、災害後は様々な情報が流れ、住民が混乱することもあります。事前の周知もしっかり行い、住民が惑わされないように対策を取っていかねばならないと思います。

次に、復興に向けての四万十町の対策ですが、津波や土砂災害で壊滅的な被害を受けた地域でも、新たにその地域での生活を始めることができるのか。東日本においても、もう十数年経過されても、まだ帰りたくても帰れないというか、いろいろな問題を含めて更地になっております。住民が希望するのであれば、そういう地域での生活が新たに始められるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えします。

復興については、事前にどのようにしていくのかという事前復興計画の必要性が東日本大震災でも言われております。災害が起こった後、どのように復興していくかというのを事前に決めておかないと、先般の緒方議員の質問でもお答えしましたが、復興が遅れるほど地域の存続が危うくなってまいります。これからの話になりますけど、どのように地域を復興していくのかを地域と話し合って決めていくように、来年度考えておるところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 事前復興計画などは、正に私の地域でも徐々に取り組んでいくようにはなっておりますが、なかなか今の環境を離れることも難しく、新しい環境が決まっていない状態では対応が難しいことになります。でも、命を守る支援として大事なことだと思いますので、これからもしっかりとした取組をやっていかなければならないと思っております。

例えば、新しい生活の場所を提供されたとしても、どうしてもそこでは生活できないという方も出てくるのではないかと思います。地元を離れなければならない住民に対しての支援についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） お答えいたします。

離れなければならない理由にもよりますが、災害発生によって集団で移転をしなければならない場合、防災集団移転促進事業というものがあります。その事業は、住宅団地の規模が5戸以上かつ地域の半数以上という条件があります。なかなか厳しい条件ですが、町が宅地を整備し分譲し、移転される方は宅地を買って家を建てて住むといった事業になります。移転に係る経費等にはあらゆる補助はありますが、以前、県が別の自治体の事

例で試算した個人の負担額は、大体690万円から1,050万円程度は必要となりました。また、地域のコミュニティが分断されるという問題がありまして、検討されていた自治体では断念した経過があるため、地域の事前復興に向けての協議でどのようにしていくかという検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 災害後の対応について質問しましたが、最後に町長にお伺いしたいのですが、東日本や能登半島の地震において、復旧や孤立状態の解消は予想以上に時間がかかっております。南海トラフ地震に向けて、孤立地区をなくしていくような取組や復旧対策、集団移転などの対策と、きっと新しいまちづくりになり得ると思える復興事業について、考え方を伺いたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

だんだんに担当課長から、発災後、場面場面での対応を説明させていただきましたが、一番まず今後やっていきたいというのは、やっぱり道路改良ですね。志和地区の道路改良をなるべく早く進めたいと思っています。今の中土佐佐賀線、従来の黒潮スカイラインも上ノ加江までは一定整備されつつありますので、その路線もさることながら、窪川、志和峰に上がってくる路線を少しでも早く進めたいと考えております。

崩落の箇所を減少させながら、今後、事前復興計画を速やかに地元との協議の下、進めていきたいと思っています。その中でいろいろなところまで見えてくるとは思いますけども、ぜひそこは、昨日の伴ノ内議員にも申し上げました津波浸水区域において、特に早めに対応する必要があると、今回は率直に思いましたので、そういった進め方をさせていただきたいと思います。

本当に一番の課題は、やっぱり建物の耐震化に尽きると思いますので、この部分においては従来の今の補助事業もちょっと見直しをさせていただいて、また今後のことは正確には申し上げられませんが、やりやすいような、とにかく耐震化が進みやすい環境を整えていきたいと思っていますので、ぜひ、またいろいろなご指導もいただきながら、お願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3番（中野正延君） 今、町長がおっしゃられたような耐震化もどんどん進めていくべきだとは思いますが、いかんせん相当に老朽化した住宅に住んでいる方々も数多くおり、あと耐震シェルターのような1部屋を買うものがありますが、個人の負担が大きくなっています。それを踏まえた上で、いろいろ支援のご検討をお願いしたいと思っております。

それでは、二点目の飼料米やWCSについてです。現在、四万十町においての作付面積をお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

まず、四万十町の耕地面積からご説明します。令和5年度の水稲細目書の面積ですが、全体で1,708haとなっております。飼料米が53.7ha、窪川地域では43.3ha、大正地域で10.4haとなっております。

次に、WCSです。これは、ホールクロップサイレージといいまして、ホールクロップは穂と茎、葉っぱといった作物全体を示しまして、サイレージは発酵するという意味です。で、稲発酵飼料と一般的にWCSと言っております。

こちらは、窪川地域のみでして、106.1haとなっております。傾向としては、近年、国事業であります経営所得安定対策の中で、水田活用直接支払交付金による飼料米に対する交付金が若干減少していることにより、作付をやめる農家も出てきている一方で、WCSの作付は増加傾向にあると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 今の答弁の中に、飼料米に対する交付金が減少しているとありましたが、どのような減少の仕方なのか、その内容についてお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まず、飼料米の生産者数やその種類などからお答えをいたしますが、今年度では38の方が作付をされており、そのうち10人が、収量の多い専用品種を作られております。また、昨年、知事特認品種として国に申請しておりました、とよめき、たちはるかという品種が高知県では追加で承認されており、全体で17品種があります。

交付金の減額の内容ですが、飼料米は畜産農家との複数年契約がまず条件となっております。10a当たり6,000円の加算がありましたが、令和5年度からこの加算が廃止されて

おります。また、6年度からは、一般品種、この辺では早生のあきたこまちが主流になっておりますが、こちらの標準単価、収量によって交付金の幅がありますが、基本的に地域の標準収量をとった標準単価が8万円でしたが、令和6年度からは5,000円減、7年度、8年度に向けて5,000円ずつ減少していくという制度の改正になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番 中野正延君。

○3番（中野正延君） 飼料米に関してですが、作付の品種などまだ統一というか、農家の方が完全に把握している状態でないところもあるかと思います。これからこういう取組が進んでいくのであれば、十分な説明と理解を求めてもらいたいと思っております。

次に、四万十町の畜産業にこういった形で、この飼料米、WCSが生かされているのか、また、価格・量は十分であるのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

少し長くなりますが、ご容赦ください。飼料用米については、窪川地域で生産されたものは、町内の養豚農家に供給されます。四万十ポークや米豚の定義として、四万十町内産の米を与えるといったことから、飼料会社を通じ、加工処理されたものが供給されております。流通経路は、飼料米の生産者からJAカントリーなどに集荷され、そこから飼料会社へ流れ、さらに養豚業者に供給されていきます。

また、大正地域で生産されたものは、JA高知県の幡多管内に出荷をされまして、全農から飼料会社を通じて一般的なルートとして取扱いがされております。価格的には新型コロナウイルス感染症前はkg当たり二、三円でしたが、現在は10円ぐらいに値上がりをしております。量については、現状何とか足りている状況ですが、配合飼料などの価格高騰により、今後飼料米が不足してくる可能性もあるという状況です。

続いて、WCSについてですが、令和5年度では町内で7,000ロール余りが生産されております。10a当たり7ロールぐらいが標準的な収量となっています。こちらは、肉用牛や酪農牛の農家で、牛の餌として活用されているところです。これには専用の収穫機が必要でして、町内では営農支援センター四万十が整備をしております。

価格的には1ロール3,520円、税込みです。町内の注文数は、約3,300ロール、半分ぐらいといったところでした。ただ、令和5年度は、作付面積を前年より34ha増やしていることもありまして、現在のところは、需要に対しては十分対応できている状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 今の答弁の中に、WCSの価格が1 ロール当たり3,520円ということですが、今まで使っていた輸入飼料などの価格差はどれくらいになっているのか、分かるのであればお聞きいたします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） 大まかな数字でお答えをいたします。

主要粗飼料としまして、値上がり前、令和元年度あたりの数字で申し上げますが、kg当たり60円から65円が、令和4年10月がピーク時と言われておりますが、97円から107円ぐらいで値上がりをしております。

一方、WCSについては、3,520円が1 ロールの単価ですが、大体300kgの重さがあるので、kg当たりは11.7円です。単価的には、輸入粗飼料の10分の1程度ですが、肉用牛については、その性質上、あまり多くを置き換えることはできないと言われております。

また、酪農においては、一定の経費の抑制につながるともお伺いをしているところですが、少なくとも酪農も5種類ぐらいの粗飼料を混ぜて与えている状況でして、牛乳の品質の変化や病気のリスクなどもあると言われておりますので、全量置き換えはなかなかできないといった状況もあります。

以上です。

○議長（味元和義君） 3 番中野正延君。

○3 番（中野正延君） 飼料米やWCSを作付すると、農家の収入としてはどれぐらいの金額になるのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えをいたします。

飼料用米は個人で契約することで、農協や畜産農家と契約することになりますが、WCSは、収穫には専用機械が必要で、営農支援センターに委託することになります。

まず、飼料米ですが、標準的なところで10 a 当たり6 俵で販売金額が3,600円、kg当たり10円程度になります。それに、経営所得安定対策の交付金が8万円、担い手加算という担い手に位置付けされた生産者であれば1万2,000円が交付され、大体9万5,000円の収入になります。

WCSについては、標準的なところで10 a 当たり7 ロールで、3,520円が価格として2万

4,000円、それに交付金が8万円、担い手加算が1万2,000円。ただし、収穫やロールにして販売してもらうのが、支援センターへの委託となりますので、委託費を払って大体8万8,000円の収入になっていると考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 今後、飼料米など、WCSも含めてですけど、作付面積を増やし、耕作放棄地の利用、対策につなげていけないかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えします。

飼料米については、販売単価が10a当たり、先ほど申し上げたように3,600円、4,000円程度と低いこともあります。国の水田活用直接支払交付金を想定した作付となっています。しかし、一定まとまった収量がないと交付金が少なく、また耕作者にメリットがないため、耕作放棄地で水利が悪い条件など、そうしたほ場では難しいのではないかと考えています。

また、WCSについては、販売単価が2万4,000円程度はあるので、水田活用直接交付金の収量に関わらず、一定交付されますので、耕作放棄地の利用対策まではいかないにしても、発生防止には一定の効果はあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） あとWCSについては、契約や専用機械の整備が必要ということですが、飼料米もWCSのように、支援センターが執り行っていると伺っております。支援センターなどを含めた組織が一括で収穫するなどの対策はないのか、お伺いいたします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） お答えします。

町内の飼料米については、カントリーなどの受入れの関係で、にこまるやヒノヒカリの受入れ前、早生の品種になります。そちらで、カントリーではあきたこまちを受け入れております。支援センターなどでは、9月初めからWCSの収穫作業が始まりまして、飼料米とWCS米を一緒に一つの組織で収穫をするのは、現在の体制では難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 現状ではということですが、飼料米やWCSは畜産業にもメリットがあると考えられます。四万十町においても、米が余り、作った米を売り抜けない、米作りを続けるのに不安があるという農家からの声も聞こえてきます。これまでとは違った体制や仕組みづくりに取り組んでもらいたいと考えておるところであります。

次ですが、耕作放棄地対策や、今、四万十町が取り組んでいる花と緑のまちづくり、観光交流拠点においての考え方として、飼料用の作物だけでなく、例えばレンゲや菜の花など景観力を生かして耕作放棄地の抑制につなげていけないか。また、その取組を支援する対策はできないのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） まずレンゲや菜の花といったものの地力増進や景観形成作物としての効果は化学肥料の削減や、観光交流人口の拡大の面では十分認められております。しかしながら、生産性や所得の面で言いますと、作付の後に植えて収穫し収入につなげていく必要があります。耕作放棄地対策としては、農家の作業負担や考え方にも大きく左右されるのではないかと感じております。

本年度は、地域計画策定のために各集落で地域座談会を開催し、私も行けるときは出向きながら、地域のご意見を聞いてきたところです。近い将来、耕作が難しいといったご意見も多くお聞きもしているところです。これは全国共通の課題でもありまして、具体的な解決策を持ち合わせているわけではありませんが、継続的に国・県の施策や生産者の皆様の意見も聞きながら、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 農業に関してまだまだ勉強不足ではありますが、いろいろな質問をしました。

飼料米やWCSは、これからの経過によっては必要性が高まる可能性もあり、組織や環境に配慮した農業を支援することにより、農家の負担軽減や四万十町の農地を守ることにつながっていくのではと感じています。この町の柱である農業に寄り添った支援と対策をお願いして、時間を少し残しましたが、私の一般質問を終わります。

○議長（味元和義君） これで3番中野正延君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩をします。10時35分まで休憩をします。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番堀本伸一君の一般質問を許可します。

5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 改めておはようございます。私、今回は二点を通告しております。一般質問の順序が代わったことは私の原因ですので、執行部の皆さんにはご迷惑をおかけしたと思います。お許してください。

さて、議長の発言許可をいただきましたので、ただいまより私の質問を始めます。

今回は人権条例制定についてと、十和地域の図書館の分館設置について通告をしております。簡単な内容ですので、ご答弁をお願いしたいと思います。

初めに、人権条例制定については、本町が取組をしてから約四、五年たったかなと思っています。今どういう状況かをお聞きをするとともに、その課題はどういうことかなと通告しておるわけですが、担当課長より、今までの経過の説明資料をいただいていますので、経過は私はよく分かりました。

そのことについて、町民の皆さんも聞いておりますので、想像以上に人権条例の制定については、町民の方の中には非常に期待をしておる人もたくさんおりますので、そういう状況も踏まえてご答弁をいただいたらと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

進捗状況と現況課題等ですが、人権条例制定の進捗等については、この半年間の状況に変化はありませんので、昨年の9月定例会での村井議員からの一般質問に対する答弁内容と重複しますことを、あらかじめご了承ください。

まず、本町における人権に関する教育と啓発は、学校や地域社会、関係機関や団体等との連携により今日まで進められてきたところです。これらの中でも、特に四万十町人権教育研究協議会の各支部の皆様には、町村合併以前から行政や教育現場と密に連携をとり、人権尊重に関する教育・啓発活動にご尽力をいただいております。

人権教育研究協議会の支部については、これまで半世紀以上にわたり、それぞれの地域課題に応じて活動してきましたが、人権教育や啓発に対する思いや考え方とでは、支部ごとに異なる部分がありまして、一部からは人権条例の制定にご賛同いただけない旨のご意見なども伺っておるところです。

そこで、町としましては、本町の人権尊重施策の推進には関係者のご協力が不可欠であり、人権条例については、その趣旨や内容を鑑みて反対意見がない状況で制定されることが望ましいと考えております。また、昨年9月に開催した協議会の各支部長と町長、副町長との意見交換会におきましては、各支部の活動について相互の情報不足や、それに起因する誤解などが生じているといった意見などもありまして、今後は3支部合同での会議や勉強会を行うことによって、相互理解を深めていくとの方向性が確認されたところであります。

このような状況ですが、当面の人権尊重施策の推進には、条例の有無に関わらず、総合振興計画に基づく人権教育の推進や広報、啓発活動など人権尊重施策の推進に努めてまいります。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） ご答弁いただきました。まず、人権条例の制定については、必要性和、それに対する様々な意見、いずれにしても条例ですので慎重な審議は大事なことで、課長の答弁のとおりであろうと私も判断をしております。

2番目に移りますが、県下各自治体の人権条例制定の自治体数を聞くと通告をしておるわけですが、高知県下の中でも、早くから人権条例を制定した自治体がたくさんあるかなと思います。自治体数を私は知りませんので、分かっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

人権尊重に関する条例の県内の制定状況ですが、県内34市町村のうち一番古くは平成10年から、最近ですと昨年12月に制定されておる自治体もありまして、全体では34のうち19市町村が制定をしております。率で言いますと、約56%です。なお、この数値の中には、人権施策に関する審議会条例のみ制定しておる自治体の一つ含まれております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） 34自治体の中で19は、人権条例に関わるものが制定されておることです。

本町で計画をされている人権尊重の条例は、私も、執行部から示された条例案を何回も読み込みながら、すばらしい計画、条例だなと判断をしてきたわけですが、私その

ものが、人権条例の制定には非常に重要でやるべきであるという賛成の立場の1人です。

そういった視点も持って質問になるわけですが、今後、条例の目的というのは、町民一人一人の人権を尊重し、擁護をしていく内容だと解釈しております。人権教育研究協議会が四万十町の中でも、各自治体でも、人権問題についての最高機関であって、ここを中心として人権の啓発、取組をしていくわけですがけれども。各地域の状況はありながらも、人権条例が不必要といいますか、それには自治体によって違いもあると思うがですよ。条例を制定しなくても、人権侵害が全くない誇れる自治体もあるかもしれませんが、私は、それはすばらしいことではあるけれども、人権侵害あるいは社会的弱者という立場の人たちの人権が、私たちが知らないところで、いろんな問題としてあるんだと捉えています。

人権教育研究協議会が最高機関ですから、それで判断をする中で、人権条例の制定は難しい議論になってくることは、私は一人間として、若干人権の問題はかじってきている1人として、どういうことなのかなと。言い換えれば、多くの自治体には条例があり、その条例の中でも、住民の一人一人の人権を尊重し、さらには擁護をしていくんだということは、一番先に議題になり、取組をしていくべきではないかなと一議員としても考えております。

そういった視点を持って、質問するわけですがけれども、答弁を担当課長に求めても難しいかなということですよ。今、四万十町では3地域の人権協の皆さん方がいろいろこの問題について議論をして、その結果に至っておりますので、その機関に対して担当課長がどうだこうだとは全く言えないわけですから、そういった内容を課長に答弁は求めません。

そこは町長になるわけですがけれども、3番目にいきますが、人権条例制定した県下の自治体が19でしたか、人権条例を制定した後に、特に大きな問題、さらには条例を制定したゆえに事件が起きたという事例があるのかなと捉えています。もしそういった事例があるとするならば、私にも情報がすぐに入るはずですが、私の記憶にはここ10年、20年そういうことはありません。近々の状況の中で、もしそういった事案があるとするならば、課長、分かっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） ご答弁を申し上げます。

人権尊重に関する条例を制定したことを直接の原因とする事件等の発生は、私が調べてみる限りですが、全国的に見てもないものと認識しております。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 県下はもとより、全国的にも近々ではないというご答弁だったかなと思います。私もそういう認識はしておるわけですが、先ほども言いましたけれども、本町で人権条例をしていくために、人権協は合併して一つの組織になり、各支部を置いておるわけですが、私も十和支部の一役員でもあるわけですが、それほどのこだわりを持ってということではないけれども、重要なことであると十和支部はそれなりの見解を今までに出していると思うわけですが、なかなか難しい状況にいき、前を向いて進まない、進捗がないということは、原因を私も知りません。

ですから、町執行部として、どういうことを要因と捉えているのか。進捗状況、あまりかんばしくない理由があるはずですので、提案者の1人として、町長、肩の力を抜いて客観的な捉え方、あるいは主観的な捉え方でいいと思いますので、町長の考えをお聞きを試みたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

前回、各支部との合同の会議の中であまり深掘りができないような会議でした。ただ、結果として考え方や思いとか、これまでのいろんな活動経過も含めて、そこにはやっぱり若干の温度差があると感じております。また、改めて会議をしながら、今日のご質問をいただいた中で、私なりにまたご意見も、また皆さん方の考え方をお聞きする機会をつくっていきたいと思いますので、今日のところはあまり判然としない状況でありましたので、お答えはしかねるところがありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 町長が早口で聞き取りにくいところがあるわけですが、4 番目に移ります。

なかなか難しいということであるわけですが、条例を制定したなら、今後町民や団体による糾弾の嵐となるなどの内容で、窪川支部から町に、さらには各議員にもですが、意見が文書で届いております。町長も今少し触れましたけれども、難しいことは私もよく分かるわけですが、その中で、糾弾の嵐になる、大変だという警戒を踏まえた内容かなと私は解釈をしております。そういったことについても、慎重に議論を進めていく必要はあるかと思うわけですが。私の考えも、一定述べながらこの問題を判断すると、糾弾の嵐になるというような意見等々を各議員が読まれた場合に、私は驚くのではないかなと思いますので、その辺りも踏まえて通告をしておるわけですが、まず、町長、糾弾とはどうい

った事案であり、事件の嵐になっていくという解釈をしているのか。町としては、その辺りはどう分析しておるかお聞きをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） まず、私のほうからご答弁を申し上げます。

糾弾と申しますのは、何か相手の罪や責任を追及して非難したり、その非難を公に明らかにしたりすることを意味する言葉です。ご質問の文書の趣旨は、一部の運動団体による町の人権尊重施策への影響を懸念されているのではないかとおもわれますが、この文書は、人権教育研究協議会の窪川支部が作成したものですので、その趣旨については、私どもがお答えする立場にはないものと考えております。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長が申し上げましたけども、私からもお答え申し上げますが、今回は窪川支部の発行した文書と捉えております。やっぱりいろいろなところで意図するところがあるかもしれませんけども、そういったことを今後会議の中でお聞きできる場面があれば、またお聞きしていきたいと思いますので、その辺でご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） この問題について担当課長がどうこう、さらにはそういった会議の場へ意見をということはできませんので、当然、課長の答弁のとおりだと私も思っています。ただ、意見公募としてこういうことになるのではないかとということが出てくることは大事なことですから、そこも慎重に議論をしていく必要があろうかなと私は捉えています。ただ、糾弾ということは、県下の中でも何十年間ないわけですから、それに一団体的なということは、私も一団体に所属しております。ですから、そういったところの一つの警戒もあるのではないかと、それはご本人等々や、その組織の代表にも私もお聞きをしてみたいというのが本音ではあるわけですが。ただ、協議の中で糾弾というまとめをしていることは、恐らく私の判断ですけれども、過去にそういった状況に自分が巻き込まれた経験とか、事件に巻き込まれた、嫌な思いをしたことがあるのかなと私は捉えています。

四万十町でも今までそういうことはあまりなかったのではないかなと。窪川町あるいは大正町、十和村の中で、恐らくご本人はそういった経験をしてこられているかもしれませんが、人権の問題や人権を取り組んでいく組織団体もあるわけですが、大変難しい問題ではあるわけですけれども、私はそういう状況もたくさん経験をしてきております。

糾弾ということは私も経験がないわけですが、その事実の確認という学習会は私も経験をしてきております。糾弾というのは、今、先ほど課長が答弁をされたように罪を追及していくことになるわけですが、どうでしょうね、町長。糾弾というのは、私は起こるべくして起こるんだと思っているんですよ。何にもない状況の中で糾弾が起きると思いますか。糾弾しなければならない状況が生まれて、その事実に基づいてでないと糾弾というのはあり得んわけです。そうでしょう。ですから、そういった解釈というものも議論の中では必要になってくるんですよ。

私の見解から条例制定の取組を考えると、そういうことは全くないから条例が要らないんだという、一つの考え方もあるわけですが、正にそういった事案が発生して初めて、条例制定をする自治体もあるわけです。それは、既に一步遅れた取組をしている。つまり人権というものを研究をしていく協議会としては、そういった認識はどうかかなという私は一つの疑いを持つわけですが、糾弾というのは起こるべくして起こるのです。

ですから、条例を制定して一人一人の人権を尊重し擁護していく仕組みをつくっていくわけですから、糾弾が起こるような町ではいけないことでしょう。糾弾が起こらない自治体をつくっていくために条例制定が必要であるということなんですよ。これは私の見解になるわけですが、私はそういう差別を受けた経験もしておりますし、数多い件数を学習してきております。

糾弾ということは、確かに私も言葉的にも嫌いですが、そういったことはなぜ起きるかの研究、起こらないための仕組みをしっかりとつくらなければ、糾弾は起こるんです。言えることは、条例を制定していようと、制定していなくても、糾弾は起こるんです。条例を制定をしたならば糾弾の嵐になるという見解が少しずれているんです、私の考えから。

だから、町長、提案者として、人権協の皆さんとの協議の中でも、その認識は町もしっかりと持ったもので対応していく必要があるのではないかなと思っているんですよ。

一例を言わせていただきますけれども、テレビ報道とか新聞とかでも、学校のいじめの問題がありますよね。学校でいじめがあって、小学生、中学生、小学生はあまり聞いたことがない、中学生や高校生辺りになると、いじめが原因で自殺をした件数は今までにもたくさんあるんですよ。そのときに、教育委員会が入って学校と一緒に調べるわけですが、いじめはなかったんだ、しっかりと取組をしていたんだと言いながら、子どもはいじめに耐え切れず、飛び降り自殺をしたという悲惨な事件がありましたよね。そういったことも、県教委が入り調査をしていくと、最終的にはいじめがありましたと、学校長が記

者会見もしております。

気をつけていても事案は出てくるわけで、それで大変だということで学校も取組をし、自治体として条例制定をしても、その子の命は帰らないんです。条例には魂を入れなければならないと、これまでも一般質問で言わせていただきましたが、そういうことなんです。一生懸命その条例を尊重していく地域づくり、本町もやっていますよね。それぞれの部局でも人権の問題をやっていますし、男女共同参画なんかでは特に人権の問題を取り上げながらやっておるわけですし、人権教育研究協議会が核としてはあるわけですから、やっているんですよ。

でも、うっかりとして認識が薄れたり、モデルがないために、条例を制定し、基本的なことは町行政そのものが、町長をはじめ、職員の人権の認識を高めていく。そして、社会にも啓発を呼びかけていく、相談されても一定お答えができるような行政が認識を養いながら、条例を生かしていく。これが、私の言う条例に魂が入っていないと、ただつくっただけでは意味がないということなのですが。条例制定がどんなになったか、いつの間にか消えたということがあってはならないと私は思っていますので、最後になりますけれども、町長は提案者ですから、人権協の総意に任すんだと、そこで意見がまとまったことでいくんだ、そうしないと難しいということはありません。しかし、提案者としてですよ、町長、今後この問題をどのようにしていくお考えなのか。人権協等々がそう言えば、もう仕方がないという簡単なものではないですよ。そういうことも踏まえて最後に町長の決意をお聞きをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からお答えを申し上げたいと思います。

私自身も、人権条例は制定するという意思は今でも持っています。ただ、担当課長からも申しあげましたように、各支部の同意というか合意というか、それは最低限必要だと思っています。私の立場から条例制定の提案者としては、そういったことも踏まえながら、やはりなるべく情報共有をしていただきながら、さらには同意もしていただきながら、この条例制定が提案できる日を努力はしていきたいと思っていますので、また、各支部の皆さん方に協力の状況を伝えながら、情報共有、ご理解もいただくような努力をしていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 町長の決意を確認しました。町長もそういった気持ちで取り組む

ということでありまして、ぜひとも信念は持っていただきたいなと思います。人権を研究している、いく私たち、さらにはそういった役員の方々には優れた人権の見解を持ってもらえるわけですから、いろんな角度の中での心配もあつたり、もんだりという中で、糾弾の嵐であるとか、あるいは人間としての内心に踏み込むことはできないと。内心を踏み込んでコントロールするようなことは、行政としてできませんし、それはどっか大陸のよその国の在り方のようになりますので、そんなコントロールはいけません。

ただ、もう一点だけ町長にもお伝えをしておきたい、教育長にもお伝えをしておきたいのは、町民の中には四万十町は人権条例を協議して制定へ向けて進んでいるんだと、非常に私たち以上に捉えている人がいるんですよ。一定のお年の召された家庭でありますけれども、そこには障がい者がいるんです。この子を置いて先に死ねないんだと私に話をしたことがあるんです。気持ちはよく分かります。その子は社会の中で1人で自立は難しいんですよ。さらには日々の中で、差別心、心ない発言も受けて生活をしていきゆんです、この人たちは。その両親が年を取っていきようけど、この子を置いて先に死ねないんだと。町が人権を尊重し擁護していきましょうということの趣旨で、条例制定の協議をしているんだと非常に期待をしているんですよ。

条例を制定したからといって、すぐに解決する問題ではないけれども、精神的に、我々健全者と違う状況の人たちは、そういう視点を持っている人もたくさんいるんです。ですから、肩の力を抜いて、広い心、懐の深さを持って協議を進めてもらいたいなという気がしておりますので、そのことを申し添えて、人権の問題についての質問は終わりたいと思います。

次に、十和地域の図書館建築についてですが、この件も昨年12月に通告をしておりましたが、執行部の皆さんはご答弁を構えながら、時間がないために後回しになって迷惑をかけております。今回、簡単に聞いていきたいなと思っておりましたが、先だって29日でしたか、高知新聞で今の取組の記事が載っておりましたので、これも大体分かりました。

分かりましたが、一つには、今までの経緯で、数年前から十和地域にも図書館分館の話は、町民間でも私も聞いておりましたが、昨年でしたか、文化的施設の問題で、価格高騰があつた際に、旧3か町村で説明会を執行部が取られたときに、十和地域の説明会でも、大元政策監、大河原室長かね、町長も、本町の計画がまずできたならば、十和分館もそれに合わせて取り組んでいくんだと。だから、まずは本町の計画を進めてほしい、理

解をしてほしいという趣旨の説明があったかなと、私の間違いかもしれませんが、そうありました。

その後、十和地域の図書館は新築としての設置なのか、町長に確認した際には、新築ではないという意味ではなくして、いろんな公共施設の活用も踏まえて設置したいと。新聞には新しい審議会、検討委員会を立ち上げて検討していくことが始まったと書いておるわけですが、どういった経緯があつて、この記事の状況になったのか。簡単でいいですから、経過報告をしていただいてと思います。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長畦地永生君。

○十和町民生活課長（畦地永生君） 十和分館の経緯と現況でお答えいたします。

十和地域には、現在地域振興局に設置している図書コーナーと、ボランティアの方により図書の貸出しやイベント等を行っている旧小鳩保育所があります。しかしながら、読書環境として十分とは言えない状況があつたため、総合振興計画には十和地域への図書館分館の設置について検討及び対応を図りますと位置付けており、十和地域まちづくり推進協議会からも、十和分館の必要性和目指したい姿などの意見をいただいております。

また、四万十町文化的施設サービス計画においては、これまで図書館に分館等が設置されていない十和地域には、新たに十和分館設置に向けた具体的な検討を進めますとしており、図書館がないことは、子どもたち、将来のためにも解決すべき課題であり、地域の共通認識だと思っております。

今年度になり、図書館十和分館整備検討委員会も設置しておりまして、先日、先ほども言われておりましたけども、1回目の検討委員会を開催し、今後は分館の在り方、整備に関するを中心に協議、議論していただくことを確認しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） 一つ、私が気になっていたのは、先ほども若干触れましたけれども、本町で計画をされてきた複合施設との因果関係はないのかと2番目で聞いておるわけですが。確認をしておきたいのは、本町の計画が順当に進んでいてこそ、十和分館もやっていけるんだという、何か因果関係があつたら、私が書いているように粛々と十和分館も進めていくことにもならないかなと思いますので、そこは切り離して、私は十和分館は進めていくべきだと思っておりましたし、新聞にも若干そんな内容で書かれていたと思いますけれども。その因果関係はないんだと、十和は十和でやっていくんだという

ことであるならば、その確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 十和町民生活課長畦地永生君。

○十和町民生活課長（畦地永生君） 窪川地域で計画していた文化的施設との因果関係でお答えいたします。

先ほども答弁の中で申しましたが、四万十町文化的施設サービス計画において、これまで図書館分館等が設置されていない十和地域には、新たに十和分館設置に向けた具体的な検討を進めますと位置付けておりました。しかしながら、文化的施設を図書館本館とする現計画は中止になりましたので、サービス計画に掲げる全ての項目の実現は難しい状況にありますけれども、現在の図書館本館、大正分館との連携、協働した図書館サービスの充実を目指していきたいと思います。

このため、文化的施設サービス計画の図書館機能を踏まえ、十和分館の機能や役割、そして施設や場所の検討を進めていく予定としております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5 番堀本伸一君。

○5 番（堀本伸一君） 聞き取りにくかったけれども、大体課長が言わんとすることは分かったような気がします。この問題に関して今始まったばかりになりますので、課長もどうこうというような答弁もできないと思いますし、一議員が今質問も控えるべきであろうと私は認識をしておりますが、その確認は取っていかないといけないかなということでお聞きをしました。

最後の3番目になるわけですが、本町の文化的施設は中止となり、事実上、町長の失政であると厳しく書かせていただいています。十和分館設置計画は、それと同じ轍を踏まぬよう十和の地域性を生かし粛々と進めるべきであるが、町長の所見を伺うと通告をしておりました。

その内容というのは、これから検討委員会で協議をして進めていただけたと思います。が、残念ながら本町の計画の分は中止になったわけですが、それぞれの理由があると思います。十和は十和としての地域性を生かすためには、協議をして進めていく中で情報の公開もしながら、十和地域のみんながそのことを仕入れて、自分たちの施設であるという認識の合意が取れていくことが私は一番大事であろうと思いますので、そういったことに配慮しながら進めていただきたいなということと。教育委員会としても、町長としても、本館とは切り離して、十和地域にはありませんので、早急に取り組んでいただきたいと申

し添えて、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、町長に、このことについて、やっぱりこうですという見解をいただいて、教育長もそれについて述べたいことがあろうかと思いますので、それを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 私から一言、今後の思いを述べさせていただきます。

十和地域には図書館の施設がないことは、これまでも課題だったと思います。ようやく整備検討委員会が始まりました。図書館本館との連携はどうしても必要です。文化的施設を図書館本館とする計画は現在中止となっておりますが、現図書館本館、大正分館との連携は非常に大事なところですよ。これまで6年間計画してきました文化的施設の図書館サービスの内容を踏まえて、地域に根差した機能、役割を整備検討委員会でも議論をしていただき、より良い計画づくりに努めていければと思いますので、ぜひ議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 5番堀本伸一君。

○5番（堀本伸一君） 教育長より力強いご答弁、決意をいただいたと思います。十和地域には施設がないことは、当初より私たちも意見を述べてきたつもりですけども、十和にもできる。窪川地域には既存の図書館があり、大正分館とも連携を取りながらいくことは当然のことですから。そうすれば、窪川の今の既存の施設もこのままでどうやということになってくると、そこを併せたもので今後の計画的なものも、町民の皆さんから、窪川地域の今の施設の見直し理由があるとか、あるいは建て替えとか、今後、町民の皆さんからもまた意見、要望が上がってくる可能性もありますので、私は非常にいいかなと思っています。

そういうことも踏まえて、混乱のないように情報公開をしながら、町民と共に進めていくことを願っています。

以上で私の質問を終わります。町長、答弁ありますか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ご指名を受けておりましたので、この案件については、恐らくもうあまり議論がなされないような状況があります。ただ、私としては、行政の長としてここでちょっとお答えといいますか、回答したいと思いますけども、今回の案件については、本当に職員も執行部も我々は精いっぱい努めてきたつもりです。今、失政という言葉で通

告をもらっておりますけども、私としては、行政の長としてやはり成就できなかった責任はあると思います。これはもう本当に正直に認識しておりますけども、結果的に6年間で繰り返し申し上げましたけども、しっかり説明をしながら、確かに理解を得られていない部分もあったかもしれませんが、本当に職員も徹夜でやるとかそういった状況もありました。我々も、本当にその辺は感謝しておるところですけども、やはりその都度議決をいただいて、議決後に打ち合わせをして、また次の議決、提案をさせていただいた経過があります。そういった意味を持つと、今回のこの最後のこういった結果としては非常に残念に思っています。というのは、やはりそれぞれの議決をいただいた中で、特に請負契約期間で仕事が止まったということは、私らは非常に想定外でした。

今後、今、十和分館の話になりますので、その辺へ向けますと、やはり十和分館においてもこういった状況が生まれないように頑張って、しっかり説明もさせていただきながら、その都度やっぱり議論を深めていきたいということで、今、反省もしております。今後どういう方向で十和分館が進んでいくか、ちょっとまだ日程的には分かりませんが、その都度議会の協議の中で、さらには執行部の指摘の中で、それぞれ特別委員会等々も必要な場合があるかもしれません。そういったことはしっかり歩み寄らせていただいて、また歩み寄っていただいて、町民の期待に応えるような努力をしていきたいと思っておりますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。引き続きしっかりした活性化のある四万十町づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（味元和義君） これで5番堀本伸一君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩をします。午後は1時から開会をいたします。

午前11時26分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第13号小学校教師用指導書の売買契約の締結についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番山本大輔君。

○6 番（山本大輔君） 一点だけ確認させてください。聞くまでもないかもしれませんが、十和地域に限っては、令和6年度からとではないということでしょうか。

○議長（味元和義君） 学校教育課長長森伸一君。

○学校教育課長（長森伸一君） 十和地域については、この業者からではなく、西土佐にある業者から購入するようになっております。そのため、本議案には入っておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号小学校教師用指導書の売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第14号第3次四万十町男女共同参画計画の策定についてを議題とします。

この議案については、教育民生常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） それでは、報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託された議案第14号について審査報告を行います。審査報告書については、タブレットに送信しておりますのでご確認ください。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

議案番号、議案第14号。議案名、第3次四万十町男女共同参画計画の策定について。審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

それでは、審査の経過について報告をします。

令和6年3月7日に、今西町民課長と田井主査に出席をいただき、本議案について説明を受け、質疑応答を行いました。

計画の概要については、提案理由の説明や議案資料などご承知のことと思いますが、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

審査に当たっての委員からの意見としては、数値目標について男女平等感など実数をつかむのが難しい項目が多い。

そして、四万十町内の事業所において、男女別就労率を把握する必要がある。

3番目に、企業の就業ではなく、自営業や農林水産畜産業などでは目標達成に向けての施策についても違いが出てくる。

4番目に、数値目標の町の管理職における女性の割合については、数値目標達成のために枠を構えるということではなく、能力に見合った配置をしていただきたい。なお、職員の意識改革にも努めてもらいたいなどの意見がありました。

審査の結果、計画のある数値目標については、本計画期間に十分な精査を行い、次期計画に反映されるよう努めることという意見を付し、本議案については、全会一致で可決となりました。

以上、教育民生常任委員会の報告となります。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。これより委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号第3次四万十町男女共同参画計画の策定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は可決です。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第15号四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

この議案については、教育民生常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 議案第15号、教育民生常任委員会に付託された議案15号について審査報告を行います。審査報告については、タブレットに送信しておりますのでご確認ください。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

議案番号、議案第15号。議案名、四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について。審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

それでは、審査の経過について簡単に報告をいたします。

令和6年3月7日に、三本高齢者支援課長と福留副課長に出席をいただき、本議案について説明を受け、審査を行いました。

計画の概要の説明については、先の議案と同様に割愛しますので、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

審査に当たって委員からの意見としては、介護人材の不足に当たっては、状況の変化などもあり、実態把握を行うとのことである。また、町内4法人から構成する小規模法人ネットワークに参加して検討を行うことであるが、今後も引き続き若年層からの啓発活動も含めて取り組んでいただきたい。

2 番目に、介護職の給料面での待遇が良くなるように、国・県に要望すべきである。

3 番目に、高齢者数の推移が100人を超える単位で減少している中、介護職についても高齢化が顕著なものとなっていることということであり、課題である。

4 番目に、外国人人材の登用についても検討していただきたい。

5 番目に、離職防止の対策については、引き続き対策をいただきたい。

6 番目に、認知症予防については、人と関わることで予防にもつながるとのことであり、様々な活動に対して積極的な支援を期待する。

7 番目に、介護予防に関するボランティア活動が維持継続できるよう担い手の育成や活躍の場を提案、ポイント制の導入の検討とあるが、自助の促進のためにも取組を強化していただきたい。

8 番目に、認知症対策委員については、専門医につなげる仕組みの構築が課題であるとのことだが、早期診断、早期対応につながるよう取り組んでいただきたいなどの意見がありました。

審査の結果、本議案については全会一致で可決となりました。

以上、教育民生常任委員会の報告となります。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。これより委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号第四万十町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は可決です。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第16号四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定についてを議題とします。

この議案については、教育民生常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び報告を求めます。

教育民生常任委員長林健三君。

○教育民生常任委員長（林健三君） 議案第16号、教育民生常任委員会に付託された議案第16号について審査報告を行います。

審査報告書については、タブレットに送信しておりますのでご確認ください。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案番号、議案第16号。議案名、四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について。審査の結果、全会一致で原案可決となりました。

それでは、審査の経過について簡単に報告をいたします。

令和6年3月7日に、国澤健康福祉課長、浜田副課長、森総括技幹、津野係長に出席をいただき、本議案について説明を受け、審査を行いました。

計画の概要の説明については、先の議案と同様割愛しますので、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

審査に当たっての委員からの意見としては、1番目、人材確保については、全国の中山間地域の課題であるとのことだが、関係機関との協力や外部機関を活用するなど今後も確保に向けて努めてもらいたい。

2番目に、障がい者の法的雇用率の達成については、今後も行政が先導して雇用率を上げる努力をし、民間事業者への協力要請も行うべきではないか。

3番目に、手話資格者の育成などにも積極的に取り組むべきではないか。

4番目に、理解を深めるための啓発活動について、ふくふくまつりなどのイベントを行っているとのことであるが、引き続き啓発活動に努めてもらいたいなどの意見がありました。

審査の結果、本議案については全会一致で可決となりました。

以上が教育民生常任委員会の報告となります。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号第四万十町第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は可決です。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第17号下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第18号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第19号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第20号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第21号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第22号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第23号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第24号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第25号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第22号から議案第25号までの4議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、議案第22号、介護保険法の改正の動きですが、お伺いしたい件が二点あります。

まず、議案説明資料68ページの改正内容の③ですが、公正中立性の確保のために取組の見直しと書いてあります。内容は、利用される方に説明をするときに居宅介護の支援業務者の努力義務で、二項目書いてあります。前6か月間に作成した居宅サービス計画云々が2段階で書いておりまして、各サービスの利用割合と、その下に同一事業者によって提供されたものの割合と2口で内訳を、公正中立性の確保と書いてあるんですが、読んでも読み下しができないので、この辺りの説明をもう一度お伺いをしておきたいと思います。

それと、④です。身体的拘束等の適正化の推進ということで、これ以降、全ての項目に入ってくる内容で、要はサービスの中で身体的拘束は身体的な兼ね合いや、精神的な兼ね合い、あるいは認知症を患った方への対応等で、今まで恐らく拘束をしなければならないという事象があったものについて、もう少し適正化、やむを得ない場合を除いた拘束をしない、してはならないということで、今回改正が入ってきておるようです。拘束する場合には記録を義務付けるといったところ、これを本町も適用するのかどうか、二点を聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

まず、68ページの③公正中立性の確保のための取組の見直しです。いわゆるケアマネジャーや事業者の負担軽減を図るため、努力義務としますというところです。現在の義務というところを、負担軽減のために努力義務という形にします。

前6か月間に作成したサービス計画にある各サービスの利用割合と、もう一つ書いてある同一事業者によって提供されたものの割合で、特定の事業者に偏っているか、いないかとか、満遍なく必要なサービスがプランに上げられているかをきちっと数値化したものを説明した上で、うちの事業所を選ぶことでよろしいでしょうかと。いわゆる居宅介護支援事業所を選択することも利用者側はできますので、うちの事業所はこういう状況ですと説明して、公正中立性という部分も利用者側に理解してもらうことを努力義務に改正するということです。

もう一つが、④身体的拘束等の適正化の推進についてです。現状ですが、ここに書いてあるような身体的拘束というところが、ケアマネジャーじゃなくて、一部のサービス事業所には実はありまして、その都度関係者立会いで調査をしたり、指導をしているような現状はあります。やはり原則は本当にやむを得ない事情があるのか、一時的、ほかに代替的な方法はないのかとか、きちっと家族の了承を得ているのかとか、いろんな条件を精査した上で、どうしてもやむを得ないときには行うという、かなり厳しい条件があります。うまくルールが守れていないというところも一部にありますが、そういう形で指導もしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 課長から説明いただきまして、③は承知しました。

④の身体的拘束、事業所によってはそういったケースが実態的にあるといったことですが、記録を残していくといったところの記録の検閲というんですか、言葉が悪いですが、一定もう事業者任せになるわけですか。どこかでそういう指導機関があって、確認をしていくという義務付けになるわけですか、記録に関してです。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 記録については、運営指導ということで、現地へ行って実際にいろんな記録物、資料を見せてもらう運営指導というのが、少なくとも6年間の指定期間中に1回はチェックができるようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 6年間で1回というスパンなんですかね。こういった記録付けの審査というか、行政機関でやっているという受け止めでよろしいのか。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 現地でいわゆるチェックをするのは6年のうちには最低1回ですが、2か月に1回は運営推進会議という会に保険者側から1人が行くようにしています。多くのところは身体拘束の関係する会を行っておりますので、その会も併せて実態をその場で確認するようにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 一点だけ。68ページになりますが、改正内容①のアとイの中に、要介護者の数に要支援者の数3分の1を乗じた数を加えるとありますが、要介護者プラス要支援者の数が3分の1を加えるということは、どういう設定で要支援者の数が3分の1プラスになっているのかをお伺いしたいです。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答えします。

まず、要介護者の数があります。そして、要支援者の数掛ける3分の1、つまり9人やと、9掛ける3分の1で3ですね。要支援認定者は9人やったら3とカウントします。ですから、例えば要介護者が40人、要支援者が9人としますと、43という計算になって、44を超えていないので1人のケアマネジャーで担当できる、このようなイメージになると思います。よろしいでしょうか。

○議長（味元和義君） 3番中野正延君。

○3番（中野正延君） それは分かるのですが、要支援者側の割合が3分の1としたのは、どういった理由というか、なぜ要支援者を3分の1と選ばれたのかをお伺いしたい。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 国がそのように設定したんです。こちらが設定したわけではないんです。本当に要介護よりも要支援のほうが業務量的に少ないのではないかと国は見ているんだと思います。現場では決してそうとは言えないと思いますが、ちょっと

こちらで変えようがないです。

以上です。

○議長（味元和義君） 1 番水間淳一君。

○1 番（水間淳一君） 今の中屋議員の質問についてですが、68ページの④身体的拘束のことは非常に重大、重要なことでもあります。これを拘束するという、しますよという決定はどういう経過をたどって誰が決定するのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 誰が決定するかですが、各事業所内においてこの人は必要ということで、いろいろな条件があります。さっきもちらつと言いましたが、本当に緊急を要するのか、ほかに方法がないのか、きちっと家族の許可を得ているのか、いろいろな条件の下、せざるを得ないことになったら、その事業所内できちっと決定されます。

今私が言っているのは介護サービス全体を通してですので、具体的に居宅介護支援事業所のみをとったらケアマネジャーの事業所ですので、その事業所からの現状はないということです。事業者の管理者が最終決定となります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための

効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第26号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第27号四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行

います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、議案第29号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番緒方正綱君。

○9 番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。

議案第29号ですが、条例の改正については理解をしておりますが、附則としてこの条例は令和6年3月25日から施行するとなっておりますが、なぜこのような中途半端な時期といたしますか、年度替わりの4月1日としていないのか。春休みの期間中に利用しやすいようにという配慮をしたのかなとも取れるわけですが、中途半端な時期はなぜでしょうか。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

まず、この条例ですが、議案説明資料の中にもありますように、タイトルは昭和ふるさと交流センター条例となっておりますけど、中身は三島キャンプ場、昭和ふるさと交流センター、ライダーズイン四万十の3施設について規定をしている条例です。

その中の三島キャンプ場は、ご承知のとおり現在改修中で、間もなく完成をし、落成式を3月25日に予定しております。それから1週間程度プレオープン期間を設けますが、その間も運営もしていきたいということで、3月25日と設定させていただきました。

以上です。

○議長（味元和義君） 6 番山本大輔君。

○6 番（山本大輔君） 一点お伺いいたします。

ふるさと交流センターのボートの金額ですけど、改定後1人6,000円となると記入があ

りますが、改定前は4人乗りで1回4,000円で1人1,000円という金額だと思うんですけども、今までは破格な金額だという認識でよろしいでしょうか。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

ふるさと交流センターのボート、4人乗りでいうと今までは1回4,000円という価格設定でした。これは、1艇4,000円という意味合いです。条例上はレンタルという整理がされているわけですが、実際のところを言いますと、管理運営、貸すだけでは危険ということもありまして、ボートはレンタルではなくて、ガイド付きのラフティング事業でこれまで展開をしてまいりました。ガイドをつけること自体は指定管理者の裁量と扱ってきていたわけですが、全国的な事例を見てもガイドなしのレンタルは危険が伴うので、今回ガイド料も含めた基準額ということで見直すことにしております。

改正後のボート6,000円は、一人当たりになってきます。例えば、今までガイド料込みで指定管理者の裁量の下に1艇貸し出していた場合に、約1万7,600円いただいておりますが、今回1人6,000円。なかなか1人で利用する方はいないと思うんですけど、例えば3人で利用すれば1万8,000円、税別ですが、大体3人で利用すれば今までと同価格、逆に5人とかで利用すれば今までよりも利用料を大分いただくように変更になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 6番山本大輔君。

○6番（山本大輔君） 確かに吉野川とか他の四万十川のラフティングを見ても、大体6,000円、7,000円という金額でした。ただ今まで利用してきた方からいうと、どうしたという混乱があるかと思いますので、そちらの周知も含め、ご丁寧な対応をお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 先ほど一点言い抜かっておりましたが、四万十川流域では、民間でラフティング事業を行っている企業が3社あります。3社の料金を見ますと、おおむね一人当たり7,000円とか8,000円、ワンドリンクつきとかの設定になっておりますので、一定それらも参考に、あまり民業圧迫にもならないように、今回料金を改正しました。今後困惑がないように、民間事業者とも連携をしながら、四万十川流域のラフティング事業を盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

7 番武田秀義君。

○7 番（武田秀義君） どうでもいいような質問になるんですが、155ページのライダーズイン四万十の1室1泊と1泊1室、これは何か意味があって変えておられるのか。どういふことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） お答え申し上げます。

改定前が1泊1室、後が1室1泊ですが、ほかのライダーズイン四万十以外の例を見ますと大体1室1泊という表現を使っています。ほかの施設を参考に表現を変えました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、議案第30号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 質問します。

この条例改正は、利用料金の改正ということで、短期滞在者が現在税込み3,500円のもののが4,000円に、長期滞在者は現在2万円のもののが税込みの4万円になるということです。理由として運営の費用が増加傾向にあると書かれてありますが、特にどんなところが増加傾向にあるのか教えていただきたい。

もう一つは、料金設定を上げることでどれぐらいの収入になるのか、安定化と書かれていますが、経営状況が安定化するというで改定するのか教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） お尋ねの運営費用の増加、どんなところですかというところをまずお答えしたいと思いますけれども、主に光熱水費になってきます。それと、この施設、開所当初は簡易宿泊所ということで、1部屋の定員が3人から4人となっているんですけれども、簡易宿泊所で農作業などで長期に滞在するなり、短期で滞在しても複数人で1部屋を借りることを想定しておりましたが、実際にやり始めると、やっぱり同じグループであっても1人1部屋という借り方が主流になってきておりまして、どうしても1部屋にかかる分と2部屋、3部屋でかかる分とでは光熱水費がオーバーしていくことと。もちろん昨今の物価高騰の影響で、もともとの電気代や水道料などが上がっているところが主な増加の原因となっております。

それから、今回の料金改定によってどれぐらいの収益改善が見込めるのかですが、宿泊人数にもよるんですけれども、例えば令和4年度とか令和3年度の宿泊料の収入が大体100万円から150万円の間になっています。令和5年度、先ほど申し上げましたとおり宿泊者の人数が年々増加傾向にあると。少し数字を申し上げますと、令和3年度でいきますと短期の宿泊者が166人でした。令和4年度は423人、令和5年度途中までですけども687人と、右肩上がりになってきております。そういうことを想定しまして、令和5年度の宿泊料収入は230万円程度を見込んでおります。同等程度で宿泊者ニーズが移るとして、少し増加するだろうということで短期700人ぐらいを見込んで、令和6年度の見込みの収支を300万円オーバー、312万円ぐらいを見込んでおりますので、差し引きすると80万円ぐらいの増加になるのではないかと。それに係る経費も当然人数が増えれば上がるわけですが、その分を差し引いても、現行の運営体制でいけば黒字に転じることができるという考え方の基に、この料金設定を選択したものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 丁寧に答弁をいただきましたが、そうしますと、3年間運営してきた中で毎年毎年の黒字額、赤字もあるかもしれませんが、毎年毎年の額を教えてくださいたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 毎年の収支です。2階の簡易宿泊所に限った数字ですが、令和3年度については、収入が155万9,000円余りとなっておりまして、それに対して支出が137万4,000円で、18万円ぐらいの黒字となっています。令和4年度については、136万8,000円の収入に対しまして支出が177万円ぐらいで、41万円ぐらいの赤字となっています。令和5年度の予測についても、収入258万4,000円に対して支出が270万円で、12万5,000円ぐらいの赤字となっております。令和6年度の予測に関しましては、312万円の支出に対しまして、ちょっと下の売店などの経費もありますけれども、それを除いても簡易宿泊所のみでいきますと約17万円のプラスになるという計算となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号四万十町家地川地域活性化拠点施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから2時15分まで休憩をします。

午後1時59分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第31号四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町志和漁港条例の一部を改正する条例についてを採決します。
議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第21、議案第32号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第33号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第33号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号四万十町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第34号四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） こども家庭庁の設置法施行の関係ですが、主な改正内容が書いてありまして、まず、現在四万十町子ども・子育て会議条例ですが、令和2年あたりから子育て支援事業計画が始まっておって、その流れだとは思いますが。それまでの会議の庶務については町民課だったのを生涯学習課に改めるということですが、この会議の中身がどんな感じで生涯学習課に移行するのかが一点。

次のページに条例の中身が書いてありまして、3条、会議の内容です。改正前は会議は13名からとか、いろいろ限定をして子どもの保護者が2名とか放課後児童クラブ云々が2名、町の職員が4名とか書いてあるんですが、改正後は、3条、13人以内をもって組織すると。それほど事細い内容は書いてありませんが、会議の役員構成は踏襲をして、そのまま動いていくのかという点をお伺いしておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 四万十町子ども・子育て会議設置条例ということで、保育事業については町長部局からの委任の事務でありまして、以前は町民課にありました。議員おっしゃるとおり、第1期の子ども・子育て支援計画に関する会議となっております。現在は、生涯学習課が事務局になって、町民課、健康福祉課等の課長も入って会議を開いているところです。

続いて第3条についてですが、現在、子育て支援会議は第3期の計画策定に向けて行っているところですが、委員構成については、これまでどおりです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

3番中野正延君。

○3番（中野正延君） 165ページの第6条に、会議は会長が必要に応じて招集するとありますが、13人委員を選ぶわけでありますけど、年間を通して会議は行われない場合も発

生するんでしょうか。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長味元伸二郎君。

○生涯学習課長（味元伸二郎君） 少なくとも年に1回は必ず行ってきております、今までも。今回、これから第3期の計画に向けて、年間数回は行いながら計画を策定していくと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第34号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第24、議案第35号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第35号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第25、議案第36号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第36号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決され

ました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第37号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第38号四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第38号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号四万十町ケーブルネットワーク施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第39号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 質問いたします。

この指定管理については、家地川小学校を利用して、1階部分は地域の集落活動センター、2階部分は町が委託して簡易の宿泊施設と。その部分を、本来ならば3年後に地域に渡すものを1年間延期して、今までの3年間と同じ形で上の部分は委託料を支払いながら、下の部分にも指定管理料を出しながらやるということですが、1年延期する理由として、新型コロナウイルス感染症の影響なんかもあって、積極的な利用促進に取り組むことができていないことが一つ。もう一つは、運営体制の強化を図るためなんだと二点を理由として挙げられておりますけれども、この施設整備自体が、もうコロナ真ただ中に行った整備事業ですよ。コロナの影響があることは分かっておりながら、昨年なんかは通常で様々に人が動ける体制になってきたわけですが、そんな中で利用促進ができなかった1階と2階の部分、利用促進ができなかったそれぞれの足らなかった点を教えていただきたい。

もう一つは、地域の運営体制の強化を図るために1年延期するということですが、地域の運営体制、協力体制というのも、地域全体が出資金を出して協力体制、協力する意思はあったはずなんですが、どの部分の強化が足らなくて、強化をしていく必要があると1年延期されるのか。所管の委員会じゃないと全然情報が入ってきませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 今回の指定管理者の指定については、先ほど議員おっしゃられましたとおりの理由で、1年間現状の体制を維持していくというところでの提案となっております。

ご質問の利用促進の足らなかった点です。確かにこの施設を整備する中では、コロナ禍が出始めた時期です、工事のときは。工事は始まっておりましたので、予定どおり開所はしましたけれども、当初の予想に反してコロナ禍がずっと影響が長引いてきたところがあります。そういった中で施設を運営をしていく中で、当初の計画の中では、様々な宿泊者数の増を図るための地域イベントなり、体験メニューなりを実施していくんだという計画になっておりましてけれども、それが一切できていないことがまず一つあります。

さらに、外出自粛という社会情勢の中で、積極的に泊まりに来てくださいという広告を打ったりもできておらず、現状、宿泊予約サイトに登録を一つ載せているのみという状況です。そういった中でも、先ほどの宿泊料金の条例改正の際に答弁申し上げましたとおり、宿泊者の数自体は、徐々にではありますが右肩上がりとなっております。大変施設としての可能性は秘めているものと判断はしておるんですけれども、当初予定していた体験メニューなりをやるには、当然地元の受入れ体制なども必要となってくるところですけれども、その体制も十分に構築できないまま3年が過ぎてしまったということが実情です。

二つ目の運営体制の強化の点にも触れることになるかと思いますけれども、当初、地元の皆さんが出資をして協力体制を築いてやっていくんだということでしたが、コロナ禍の中で外出自粛なり、社会情勢が変わっていく中で、徐々にその熱が冷めてきたところもあるかとは思いますが。それに加え、やはり核となる人たち、オルモ組合というところですが、そこの核となる方たちの活動も若干消極的な部分も出てきたというところもありまして、利用促進の強化を図ろうとしても、そこを受け入れるだけの体制が組めなかったことも一つあります。

今回1年間の延長するということでは、もう一度初心に立ち返り、皆さんに出資して

いただいたときの気持ちを思い起こしていただきながら、またオルモ組合の内部の組織体制も強化して、当初の予定どおり、計画どおりの活動をしていただくというところを、1年間延長する中で図っていただきたいということで、時間的な猶予を1年間いただきたいということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番下元真之君。

○15番（下元真之君） 丁寧な答弁をいただきましたので、よく分かりました。

そういったことで1年間延長するんだと、地域も含めて、運営の主体者によく理解をしていただきたいと思うわけです。こうやって施設を整備しただけでは、建てただけではお金が生まれてこないの、やはり運営にかかる維持管理費用を1階と2階の部分で稼がないと、運営が行き詰まっていくということですよね。1年間はその分、委託料を出したり、指定管理料を多少なりとも出すことで賄いますけれども、来年からはこの施設で、地域自らが稼いでくださいと、指定管理をする側に、きちっと伝わっているのかどうなのか。そこだけでもう一点聞かせていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） この施設そのものを整備する段階から、地域が主体となることが前提で動いてきた施設です。集落活動センターそのものもそういった目的のセンターですので、その辺の理解はお話しするたびに分かっているとは思いますが、なお、議員おっしゃられましたとおり、経営の部分がどうしてもかかってきます。町としてもできる限りのサポートはしていきますけれども、最終的には地域の方が地域の力を持ってその部分を確立させていく、必要な経費は賄っていくという意識を持っていただかないと、なかなか難しいところがありますので、その辺は、代表者の方も含めてしっかりと伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号四万十町家地川地域活性化拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2 時37分 散会